

令和6年度岐阜県水防計画の記載内容の訂正について

令和6年度岐阜県水防計画の記載内容に一部に誤りがありましたので、下記のとおり訂正します。

記

○正誤表

・ 2頁 32行目「6 量水標管理者の責任」

誤	正
量水標の水位が本計画に定める通報水位を超えるときは、その水位を関係者に通報しなければならない。(法第12条第1項) <u>なお、「川の防災情報」等のシステムが正常に作動している時は、これに代えることができる。</u>	量水標の水位が本計画に定める通報水位を超えるときは、その水位を関係者に通報しなければならない。(法第12条第1項) _____ _____ _____

・ 13頁 34行目「2 水防支隊の執務」

誤	正
(3) 水位観測所の水位が水防団待機水位(通報水位)に達した場合は、速やかに対応水防管理団体に通報する。 <u>なお、「川の防災情報」等のシステムが正常に作動している時は、これに代えることができる。</u>	(3) 水位観測所の水位が水防団待機水位(通報水位)に達した場合は、速やかに対応水防管理団体に通報する。 _____ _____ _____